

主眼事項及び着眼点（指定療養介護）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 1 基本方針</p>	<p>(1) 指定療養介護事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定療養介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定療養介護を提供しているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定療養介護の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定療養介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則第 2 条の 2 に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況その置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>法第 43 条</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 49 条 平 18 厚令 19 第 2 条の 2</p>
<p>第 2 人員に関する基準</p> <p>1 指定療養介護事業所の従業者の員数</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者）</p> <p>(3) 生活支援員</p>	<p>指定療養介護事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>健康保険法第 65 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上となっているか。</p> <p>指定療養介護の単位（指定療養介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 2 で除した数以上となっているか。</p> <p>指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 4 で除した数以上いるか。 また、1 人以上は常勤となっているか</p>	<p>法第 43 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 50 条</p> <p>平 18 厚令 171 第 50 条第 1 項第 1 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 50 条第 1 項第 2 号 平 18 厚令 171 第 50 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 50 条第 1 項第 3 号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(4) サービス管理責任者	<p>(ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができる。)</p>	平 18 厚 令 171 第 50 条 第 5 項
	<p>(経過措置) 平成 21 年 9 月 30 日までの間、平成 18 年厚生労働省令第 171 号(指定障害福祉サービス基準)の施行の日に現に存する指定医療機関については、第 2 の 1 の(3)の基準を満たすための人員配置計画を作成した場合は、指定療養介護事業所に置くべき生活支援員の員数は、当該規定にかかわらず、常勤換算方法で、指定療養介護の単位ごとに、利用者の数を6で除した数となっているか。 (この場合において、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができる。)</p>	平 18 厚 令 171 附 則 第 3 条 第 1 項
	<p>法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、特定旧法受給者に対し指定療養介護を提供する指定療養介護事業所については、第 2 の 1 の(3)中「利用者の数を4で除した数以上」とあるのは「利用者(特定旧法受給者を除く。)の数を4で除した数及び特定旧法受給者の数を6で除した数を合計した数以上」とした数となっているか。</p>	平 18 厚 令 171 附 則 第 3 条 第 2 項
	<p>指定療養介護事業所ごとに、又は に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ 又は に掲げる数となっているか。 利用者の数が 60 以下 1 以上 利用者の数が 61 以上 1 に利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。</p>	平 18 厚 令 171 第 50 条 第 1 項 第 4 号 平 18 厚 令 171 第 50 条 第 6 項
	<p>(2) から(4)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	平 18 厚 令 171 第 50 条 第 2 項
	<p>(3) 及び(4)に規定する指定療養介護事業所の従業者は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者となっているか。 (ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p>	平 18 厚 令 171 第 50 条 第 4 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>(7) 管理者</p> <p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 設備</p> <p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続きの説明及び同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 連絡調整に対する協力</p> <p>4 受給資格の確認</p>	<p>指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> <p>(指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>(1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えているか。</p> <p>(2) (1)に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものとなっているか。</p> <p>(ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。)</p> <p>(1) 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が指定療養介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該療養介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>指定療養介護事業者は、正当な理由がなく、指定療養介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 51 条</p> <p>法第 43 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 52 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 52 条第 2 項</p> <p>法第 43 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用(第 9 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用(第 9 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用(第 11 条)</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用(第 12 条)</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用(第 14 条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
5 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定療養介護事業者は、療養介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、療養介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用(第 15 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用(第 15 条 第 2 項)</p>
6 心身の状況等の把握	<p>指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用(第 16 条)</p>
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用(第 17 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用(第 17 条 第 2 項)</p>
8 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定療養介護の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定療養介護を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用(第 19 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用(第 19 条 第 2 項)</p>
9 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(3) 指定療養介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 53 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 53 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 53 条 第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
10 指定療養介護事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定療養介護事業者が、指定療養介護を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、11の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 20 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 20 条 第 2 項)</p>
11 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第 70 条第 2 項において準用する法第 58 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定療養介護事業者は、(1)および(2)の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 日用品費 その他指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定療養介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定療養介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 54 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 54 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 54 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 54 条 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 54 条 第 5 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 利用者負担額に係る管理	<p>指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第 70 条第 2 項において準用する法第 58 条第 4 項に規定する平成 18 年厚生労働省告示第 527 号に定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（利用者負担額等合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 55 条 平 18 厚令 527</p>
13 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 56 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 56 条第 2 項</p>
14 指定療養介護の取扱方針	<p>(1) 指定療養介護事業者は、療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものにならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 57 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 57 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 57 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
15 療養介護計画の作成等	(1) 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画(療養介護計画)の作成に関する業務を担当させているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 1 項
	(2) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 2 項
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 3 項
	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 4 項
	(5) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議を開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 5 項
	(6) サービス管理責任者は、療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 6 項
	(7) サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 7 項
	(8) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)(モニタリング)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行っているか。	平 18 厚令 171 第 58 条第 8 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
16 サービス管理責任者の責務	<p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">定期的に利用者に面接すること。 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 療養介護計画に変更のあった場合、(2) から (7) に準じて取り扱っているか。</p> <p>サービス管理責任者は、療養介護計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。</p> <p style="padding-left: 40px;">他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 58 条第 9 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 58 条第 10 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 59 条</p>
17 相談及び援助	<p>指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 60 条</p>
18 機能訓練	<p>指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 61 条</p>
19 看護及び医学的管理の下における介護	<p>(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。</p> <p>(3) 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 62 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 62 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 62 条第 3 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
20 その他のサービスの提供	<p>(4) 指定療養介護事業者は、(1)から(3)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。</p> <p>(5) 指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。</p> <p>(1) 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 62 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 62 条第 5 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 63 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 63 条第 2 項</p>
21 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 64 条</p>
22 支給決定障害者に関する市町村への通知	<p>指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態を悪化させたと認められるとき。</p> <p>偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 65 条</p>
23 管理者の責務	<p>(1) 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第3章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 66 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 66 条第 2 項</p>
24 運営規程	<p>指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 利用定員 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 サービス利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策</p>	<p>平 18 厚令 171 第 67 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
25 勤務体制の確保等	<p>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 虐待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業員によって指定療養介護を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定療養介護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 68 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 68 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 68 条第 3 項</p>
26 定員の遵守	<p>指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行っていないか。 (ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 69 条</p>
27 非常災害対策	<p>(1) 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 70 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 70 条第 2 項</p>
28 衛生管理等	<p>(1) 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 71 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 71 条第 2 項</p>
29 掲示	<p>指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 72 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
30 秘密保持等	<p>(1) 指定療養介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定療養介護事業者は、他の指定療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 36 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 36 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 36 条 第 3 項)</p>
31 情報の提供等	<p>指定療養介護事業者は、指定療養介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定療養介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 37 条 第 1 項)</p>
32 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定療養介護事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定療養介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 38 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 38 条 第 2 項)</p>
33 苦情解決	<p>(1) 指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 39 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 39 条 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
34 事故発生時の対応	<p>(3) 指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 39 条 第 3 項)</p>
	<p>(4) 指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定療養介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 39 条 第 4 項)</p>
	<p>(5) 指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 39 条 第 5 項)</p>
	<p>(6) 指定療養介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 39 条 第 6 項)</p>
	<p>(7) 指定療養介護事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 39 条 第 7 項)</p>
	<p>(1) 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用 (第 40 条 第 1 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
35 身体拘束等の禁止	<p>(2) 指定療養介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 40 条 第 2 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 76 条 準用（第 40 条 第 3 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 73 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 73 条 第 2 項</p>
36 地域との連携等	<p>指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 74 条</p>
37 記録の整備	<p>(1) 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しているか。 療養介護計画 サービスの提供の記録 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 身体拘束等の記録 苦情の内容等の記録 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平 18 厚令 171 第 75 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 75 条 第 2 項</p>
第 5 変更の届出等	<p>指定療養介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者自立支援法施行規則第 34 条の 23 にいう事項に変更があったとき、又は当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第 46 条 第 1 項 施行規則第 34 条の 23</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 6 介護給付費 又は訓練等給付 費の算定及び取 扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 療養介護サー ビス費</p> <p>(1) 療養介護サ ービス費</p> <p>(2) 旧児童福祉 施設等入所者</p>	<p>(1) 指定療養介護に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 4 により算定する単位数に、十円を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(ただし、その額が現に当該指定療養介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定療養介護事業に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1) の規定により、指定療養介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>療養介護サービス費については、次の 又はのいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>区分 6 に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であること。</p> <p>区分 5 以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（重症心身障害者）であること。</p> <p>療養介護サービス費（ ）については、区分 4 以下に該当し、平成 18 年 9 月 30 日において現に知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設に入所していた者又は指定医療機関に障害者自立支援法附則第 26 条の規定による改正前の児童福祉法第 27 条第 2 項又は法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法第 18 条第 4 項の規定により入院していた者のうち、平成 18 年 10 月 1 日以降引き続き当該知的障害児施設等又は指定医療機関に入所若しくは入院しているもの及び平成 18 年 9 月 30 日において現に入所又は入院していた知的障害児施設等又は指定医療機関を退所又は退院した後、やむを得ない事情により地域における生活の継続が困難となったと市町村長が認められた者であって、区分 4 以下に該当する者又は区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合に、法附則第 1 条第 3 号に定める規定の施行の日の前日までの間、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>法第 29 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539</p> <p>法第 29 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚告 523 の二</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 2 平 18 厚告 556 の一</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(3) 療養介護サービス費()	<p>療養介護サービス費()については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上であり、かつ、区分6に該当する者が利用者((2)定める者を除く。)の数の合計数の100分の50以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、運営規程に定められている利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 3 平 18 厚告 551 一のイ</p>
(4) 療養介護サービス費()	<p>療養介護サービス費()については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を3で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 4 平 18 厚告 551 一のロ</p>
(5) 療養介護サービス費()	<p>療養介護サービス費()については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を4で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 5 平 18 厚告 551 一のハ</p>
(6) 療養介護サービス費()	<p>療養介護サービス費()については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定障害福祉サービス基準附則第3条第1項の規定による従業者を配置した指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 6 平 18 厚告 511 一のニ</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
(7) 療養介護サービス費()	<p>療養介護サービス費()については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、指定障害福祉サービス基準附則第3条第2項の規定により読み替えて適用される指定障害福祉サービス基準第50条第1項第3号に規定する数以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 7 平 18 厚告 511 一のホ</p>
(8) その他	<p>(3)から(7)までに掲げる療養介護サービス費の算定に当たって、次の 又は のいずれかに該当する場合に、それぞれ 又は に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>指定療養介護の利用者の数又は従業者の員数が次のア又はイに該当する場合</p> <p>ア 利用者の数が、平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の一のイの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>イ 従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号の一のロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>指定療養介護の提供に当たって、療養介護計画が作成されていない場合 100 分の 95</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 4 の 1 の注 8 平 18 厚告 550 一</p>
3 地域移行加算	<p>入院期間が 1 月を超えると見込まれる利用者の退院に先立って、第 2 の 1 の規定により指定療養介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退院後の生活について相談指導を行い、かつ、当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退院後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中 1 回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退院後 30 日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に対して相談援助を行った場合に、退院後 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>(ただし、当該利用者が、退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。)</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 4 の 2 の注</p>